

障害者の人権、65歳問題について考える

～浅田訴訟判決とその後～

弁護士 呉 裕麻

浅田訴訟とは何か

- ・岡山市で単身生活を送る身体障害者1級の浅田さんが、65歳になったことを理由に介護給付費不支給決定を受けた事案
- ・不支給決定に対して取消等を求めて提訴（平成25年）

浅田さんについて

- ・ 1948. 2. 16生まれ
- ・ 岡山市内にて一人暮らし
- ・ 上下肢重度まひ 身体障害者1級
- ・ 障害程度区分6
- ・ 65歳以前は月24.9時間（うち26時間が移動介護）の重訪
- ・ 非課税世帯につき無償

		サービス名	利用者数	施設・事業所数
訪問系	居宅介護(ホームヘルプ) 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	165,699	19,594
	重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援等を総合的に行う	10,463	7,189
	同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	24,228	6,151
	行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	9,486	1,540
	重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	30	9
日中活動系	短期入所(ショートステイ) 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	49,165	4,334
	療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	19,893	246
	生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	270,959	9,507
施設系	施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	131,069	2,608
居住系	共同生活援助(グループホーム) 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	105,822	7,188
訓練系・就労系	自立訓練(機能訓練) 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	2,270	176
	自立訓練(生活訓練) 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	12,047	1,180
	就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	32,255	3,208
	就労継続支援(A型=雇用型) 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	62,319	3,415
	就労継続支援(B型) 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	216,951	10,420

(注)1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。
2. 利用者数及び施設・事業所数は平成28年9月サービス提供分の国保連データ。



浅田訴訟における原告の主張

- ① 支援法 7 条の法令違憲
 - ・ 憲法 25 条、14 条 1 項

- ② 支援法 7 条の運用違憲
 - ・ 憲法 25 条、14 条 1 項

- ③ 支援法 7 条の解釈・適用の誤り
 - ・ 裁量権逸脱、上乗せ支給ほか

原告の主張（①支援法7条の法令違憲）

- ・ 65歳に達した障害者の自立支援給付を受ける権利
- ・ 健康で文化的な最低限度の生活をする権利
- ・ 65歳に達した障害者を65歳未満の障がい者と比較して合理的理由なく差別するもの

原告の主張（②支援法7条の運用違憲）

- ・ 支援法7条の運用に当たっては、障害者の実情に照らした柔軟で実態に即した運用が要請されている
- ・ 岡山市による運用は、介護保険給付の申請がなされていない段階においても、申請をすれば介護保険給付を受け得たことを前提として、直ちに自立支援給付を打ち切るという硬直的な運用をしている
- ・ かかる運用は憲法25条、14条1項に違反する

原告の主張（③支援法7条の解釈・適用の誤り）

- ・ 介護保険給付による支援においても日常生活等を問題なく過ごせるなどの特段の事情がある場合のみ、優先する
- ・ 実際に自立支援給付に相当する介護保険給付を受けた場合には、自立支援給付を行わない規定
- ・ 裁量権の逸脱
- ・ 上乗せ支給の推計が可能

岡山市の主張（①支援法7条の法令違憲）

- ・ 自立支援給付と介護保険給付とが質的に全く異なるものとはいえない
- ・ 障害者である要介護者と障害者でない要介護者の公平性

岡山市の主張（②支援法7条の運用違憲）

- ・ 支援法7条は併給調整規定であり、介護保険給付の支給量が決まらない限り、不足する支給量などを判断できない
- ・ 支援法7条は羈束処分
- ・ 支援法22条1項と7条とはまったく別のことを規定

岡山市の主張（③支援法7条の解釈・適用の誤り）

- ・ 質的に同じ→原告の主張だと**選択受給を認めることに**
- ・ 申請すれば介護保険給付が支給されるにもかかわらず、その**申請をしないでこれを受給していない場合も**「自立支援給付に相当するものを受けることができる」ときに該当する
- ・ 羈束処分であり、**裁量権逸脱はない**
- ・ 介護保険の居宅サービス計画がないと上乗せ支給の要否などを判断できない

岡山地裁判決（平成30年3月14日）

- ①岡山市の不支給決定を取り消すこと
- ②従前通りの支給を義務付けること
- ③国家賠償請求

→原告の請求を全面的に認める！！





浅田訴訟における地裁判決の概要

- ①憲法と法令の解釈の順序
- ②支援法7条の解釈により請求を認容
 - ・「本件処分の違法性」
- ③岡山市の主張に対する判断

①憲法と法令の解釈の順序

- ・ 「請求についての判断の場合と異なり、法令の解釈適用については、裁判所の専権であり、当事者が主張する順序に拘束されることはなく、本件においては、自立支援法7条の解釈・適用の点から、まず検討するのが相当である。」

②支援法7条の解釈により請求を認容

・自立支援給付を受けていた者が、介護保険給付に係る申請を行わな
いまま、65歳到達後も継続して自立支援給付に係る申請をした場合
において、当該利用者の生活状況や介護保険給付に係る申請を行わな
いままに自立支援給付に係る申請をすに至った経緯等を考慮し、他
の利用者との公平の観点を加味してもなお自立支援給付を行わないこ
とが不当であるといえる場合には、自立支援法7条の「介護保険法
の規定による介護給付・・・であって政令で定めるもののうち自立支
援給付に相当するものを受けることができるとき」には当たらないと
解釈すべき

→自立支援給付決定をした上で、引き続き、原告の納得が得られるよ
う、介護保険給付に係る申請の勧奨及び具体的な説明を行うべきで
あった

③岡山市の主張に対する判断

- ・岡山市

「支援法 7 条は自立支援給付に介護保険給付が優先する旨規定している」

- ・地裁

「支援法 7 条は併給調整規定であり、二重給付の回避を目的」

「具体的な介護保険給付を受けることが決定されていない者について、仮に自立支援給付を行ったとしても、その段階において二重給付は生じない」

岡山地裁判決に至った理由

- ① 自立支援法と介護保険法の違い
- ② 自立支援法における地方税法上の非課税世帯の自己負担がないこととされた経緯
- ③ 厚労省通達の発出やその内容
- ④ これを受けた各自治体の取扱いの状況

広島高裁判決（平成30年12月13日）

- ・ 結論 = 控訴棄却！

- ・ 結論に至る理由；自立支援法7条は、自立支援給付と介護保険給付等の二重給付を回避するための規定であって、介護保険給付を利用可能な障害者が、その申請をしない場合に、自立支援法7条に基づき、自立支援給付の不支給決定をすることは羈束処分とはいえず、裁量処分と解するのが相当である。

浅田訴訟における高裁判決の概要

回避の支相
自す申給当
立る請決で
支たを定あ
援めしをる
法のなす
7規いる
条定場こ
は、あには、
自つ、あには、
立て、自羈
支、立束
援介支処
給護援分
付保法と
と険7はい
介給条い
護付にえ
保を基ず、
険利づ、裁
給用き、量
付可、量
等能自処
のな立分
二障支と
重害援解
給者給す
付が、この
を、この

十
支判能立に
援断な支委
法は障援ね
の市害給ら
規町者付れ
定村がのて
にのそ不い
照合の支る
ら理申給
す的請決
と裁を定
障量しを
害になす
福委いる
祉ね場こ
サて合と
一いに、つ
びる、自
スの自
をで立て
提あ支も、
供り、法市
す、法市
る介7町
か護条村
ど保にの
う険基合
かをづ理
な利きの
ど用、裁
の可自量

→ボランティ
けでは裁量
あり、裁量
の範囲を
が判断を
お断を
り、基脱
、基礎し、
必要とし、
最低は
限度案用
のしに
支たわ
援こた
まはも
では
失看の
わ過で
れしあ
て難
しま誤
うり違
わで法

天海訴訟とは何か

- ・ 千葉市で生活する身体障害者1級の天海さんが、65歳になったことを理由に介護給付費不支給決定を受けた事案
- ・ 不支給決定に対して取消等を求めて提訴

天海さんについて

- 1949. 7. 13生まれ
- 千葉市内に居住
- 両下肢の機能の全廃及び両上肢の機能の著しい障害
→身体障害者1級
- 障害程度区分4
- 65歳以前は身体介護月45時間、家事援助月25時間の重訪
- 非課税世帯につき無償

天海訴訟を支援する会

65歳の壁
障害者を年齢で差別するな！
7条支援法
天海訴訟を支援する会

天海訴訟



天海訴訟における原告の主張

① 支援法 7 条の法令違憲

- ・ 憲法 25 条、14 条 1 項

→ 応能負担により福祉を利用する権利

② 支援法 22 条 1 項の解釈・適用の誤り

③ 支援法 7 条の解釈・適用の誤り

- ・ 7 条は併給調整規定、二重給付の回避を目的
- ・ 裁量権逸脱、上乗せ支給ほか

* 判決文中、24 ページに渡る整理

天海訴訟における千葉市の主張

① 支援法 7 条

② 支援法 22 条 1 項

③ 支援法 7 条の解釈・適用

- ・ 7 条は介護保険優先
- ・ 潜在的に受けることができる地位にあるときを含む
- ・ 裁量権逸脱はない、上乗せ支給ほか

* 判決文中、15 ページに渡る整理

天海訴訟における地裁判決の概要

① 介護給付費の支給申請の適法要件と本件処分
の適法性

② 憲法違反について

①介護給付費の支給申請の適法要件と本件処分の適法性

- ・ 介護保険で面接調査に応じない場合→却下できる
 - ・ 支援法には同様の規定ない→しかし却下できないのは相当ではないから協力しない場合には却下できる
 - ・ 65歳以上の障がい者が介護給付費の支給決定を受けようとする場合、介護保険法の規定による要介護認定の申請をすることが介護給付費の支給申請の適法要件であるとする根拠はない
- しかし、訪問介護と居宅介護は内容がおおむね符号する
- 要介護状態にあるものであることが見込まれるときに要介護認定の申請をしないことは自らの申請に係る支給要否決定に協力しないことにほかならない
- 要介護認定の申請が介護給付費の支給申請の適法要件

②憲法違反について

- ・ 憲法 25 条の趣旨に応じて具体的にどのような立法措置を講ずるかの決定は立法府の広い裁量

浅田訴訟と天海訴訟の比較検討

- 浅田訴訟
 - 争点は「本件処分の違法性」
 - 7条の趣旨からの帰結
 - 憲法判断には至らず
- 天海訴訟
 - 争点は「本件処分の適法性」
 - 7条の趣旨を論ぜずに帰結
 - 憲法判断でも棄却

	浅田地裁	浅田高裁	天海地裁
争点	本件処分の違法性	本件処分の違法性	本件処分の適法性
7条の趣旨	二重給付の回避	二重給付の回避	論ぜず
7条の性質	明確には論ぜず（ただし、結論にて裁量権逸脱と認定）	裁量処分	論ぜず
結論	本件処分は、自立支援法7条の解釈・適用を誤ったものであり違法	本件処分は、裁量権の範囲を逸脱し、又は濫用にわたるものであって、違法	原告は、介護保険法7条1項の要介護状態にあるものであることが見込まれたということができるのであって・・・原告が要介護認定の申請をしないことに正当な理由はないことから本件申請を却下した本件処分は適法である。